

島本町教育委員会 会議録（令和8年第1回 定例会）

会議録確認委員	会議録記録者
高岡 理恵	教育総務課 小林 貴衣
日 時	令和8年1月19日（月） 午前9時30分 ～ 午前9時43分
場 所	島本町役場4階 議会第3・第4会議室
出 席 者	横山寛教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長、南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、乾真琴参事、小林貴衣主査 （教育推進課）岡澤潤課長兼教育センター所長 （保育幼稚園課）三宅拓也課長 （生涯学習課）坂元貴行課長兼体育館長
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	細見知子教育委員
委 員	
議 題	第1号議案 島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について 第2号議案 島本町保育の必要性の認定に関する規則の一部改正について
議 決 事 項	第1号議案、第2号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者2名

教育長

本日、丸野教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。定足数を満たしておりますので、令和8年第1回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定に基づき、会議録確認委員は高岡教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、高岡教育委員に決定いたしました。よろしくお願いたします。

それでは、第1号議案「島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

保育幼稚園課長

それでは、第1号議案「島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

資料1ページを御覧ください。

本件につきましては、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第15号の規定により、教育委員会議の議決を要するものでございます。

続きまして、資料3ページを御覧ください。「島本町子ども・子育て会議委員名簿(案)」でございます。

委嘱候補者は、名簿3番の池尻 豊美(いけじり・とよみ)氏でございます。

この度、島本町民生委員児童委員協議会から選出いただいております前任者の後任として御推薦をいただいたものでございます。

任期につきましては、前任者の残任期間である令和9年3月31日までとなっております。

委嘱候補者の池尻氏におかれましては、現在、島本町民生委員児童委員協議会で主任児童委員を務めておられます。

続きまして資料の4ページを御覧ください。

島本町子ども・子育て会議の概要をお示ししております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第2号議案「島本町保育の必要性の認定に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

保育幼稚園課長

それでは、第2号議案「島本町保育の必要性の認定に関する規則の一部改正について」、御説明申し上げます。

資料5ページを御覧ください。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料7ページから9ページまでに規則の改正案を添付しております。内容につきましては、議案資料により御説明申し上げます。

資料の10ページを御覧ください。

提案理由は、乳児等通園支援事業の実施に伴い所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議案の概要で記載しているとおりでございますが、具体的には、新旧対照表により御説明させていただきます。

資料11ページを御覧ください。

まず、本規則の題名を「島本町子ども・子育て支援法施行細則」に改めます。

理由につきましては、これまで、本規則については、子ども・子育て支援法、同法施行令及び同法施行規則の施行に関し、必要な事項について定めているものでございますが、特に保育の必要性に関する事項のみを規定しておりました。

しかしながら、令和8年度から乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が開始されることに伴い、同法等を根拠とし、規則で規定すべき事項が新たに生じたため、本規則において規定することとし、題名及び第1条趣旨について整理を行うものでございます。

次に、第5条関係でございます。同条第1項に規定している教育・

保育給付認定に係る支給認定証について、様式番号を改めるとともに、同条第2項に、今回新たに実施されることも誰でも通園制度に係る認定証について規定するものでございます。

改正する様式については、それぞれ、資料12ページ及び13ページに記載をしております。

次に資料14ページを御覧ください。

本規則の改正に伴い、島本町保育の実施に関する規則を併せて改正いたします。

改正内容につきましては、題名の改正により、引用している規則名を新たなものに改めるものでございます

施行期日は令和8年4月1日でございます。

以上、大変簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

今保育幼稚園課長から御説明ありました資料の中で、お手元の資料の10ページでございます議案資料の鑑なんですけれども、申し訳ございません、左上第39号議案資料となっておりますが正しくは第2号議案でございます。失礼いたしました。以上でございます。

教育長

修正の方よろしく願います。

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

11ページの現行と改正案の第1条なんですけども、これは3歳未満の子ども、未就園児が時間単位で利用できる制度ということで、誰でも利用できるのが削除したという考え方でいいのかどうかということが1点。それから、8ページにあります認定証の下の方に「医療的ケア児童加算等」と書いてあるのですが、今医療的ケアの必要な子どもさんはおられるのかということと、それをフォローできる職員というのがおられるのか、併せて質問させていただきます。

保育幼稚園課長

まず1点目の趣旨の改正についてでございます。委員御指摘のとおり、今般の改正によりまして保育のみならず保育の必要性がない方であっても利用できる事業についても子ども子育て支援法等で規定されておまして、それに基づくその施行に関し必要な事項について定め

ておりますので、御指摘のと通りの趣旨で削除させていただくものでございます。

もう1点、医療的ケア児に関するお尋ねでございますが、現在本町の保育所等に通っていらっしゃる医療的ケアが必要な方は3名いらっしゃいます。その方々につきましては、当然看護師など安全に施設を御利用いただくための加配の職員の配置していただいているところでございます。このこども誰でも通園制度につきましても、医療的ケアが必要な方がもし利用される場合には随時必要な職員の方に付いていただく必要がございます。そういった場合にプラスアルファで基準上必要な職員に加えて、先ほど申し上げた看護師等を配置いただき、その分について公定価格の中で加算をさせていただくというような仕組みになっておりますので、様式上このような表記になっているというものでございます。以上でございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和8年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。